



兵労発基0715第1号
令和7年7月15日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆 英 殿

兵庫 労働 局長
金 成 真 一

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2025（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いします。